

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

及び結果の報告に添えて提出する意見

「公の施設の管理・運営に係るコスト情報及び事業の執行について」

概 要 版

I 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「公の施設の管理・運営に係るコスト情報及び事業の執行について」

3. 事件を選定した理由

県には、県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための文化施設や交流施設、公園施設など様々な施設が設けられている。

これら施設が県民に便益をもたらしているのは言うまでもないが、一方で、当たり前のことながら施設は存在するだけでお金がかかっている。電気代・水道料などの光熱費、清掃や警備等にかかる人件費はもとより、破損や不具合が生じれば修繕費が、また、一定の時期が来れば大規模な修繕工事も必要となる。これらの費用は決して少ないものではないと思われるが、個々の施設で毎年いくらかかっているのかについては必ずしも明らかにされているわけではない。

経済が右肩上がりの時代は、施設の維持管理や運営等に要する財源の捻出は容易であったであろうが、近年、人口減少・少子高齢化が急速に進む中、県の財政も厳しい状況が続いている現状を踏まえると、今までのように必要な財源を確保し、同様の行政サービスを提供するのは難しくなっていくことも予想される。

このような事情に鑑み、個々の施設の管理・運営に要する費用（コスト）の状況を明らかにし、限られた財源のもとで効率的、経済的に事業が行われているかを検証することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

なお、公の施設に関する県の外部監査は、平成 15 年度に「公の施設の管理・有効利用について」のテーマで実施されているが、指定管理者制度導入前であり、制度導入後とは管理・運営のあり方も異なること、また、当時とは施設を取り巻く環境や行政需要等も変化していることから改めて取り上げることにしたものである。

4. 監査の対象機関と対象年度

対象機関 知事部局及び教育委員会（公の施設を所管する各課）

対象年度 令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）

5. 監査の実施期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 22 日まで

6. 監査実施者の資格、氏名

包括外部監査人	公認会計士	通山 芳之
監査補助者	弁護士	西 達也
	公認会計士	工藤 篤
	公認会計士	松枝 千鶴

監査の対象とした事件について、県と包括外部監査人及び監査補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II 公の施設の概要

1. 「公の施設」とは

県が所有する施設には、大きく分けて、庁舎、公舎、議会棟など県がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とするもの（「**公用施設**」）と、道路、公園、学校、図書館など県民の一般的共同利用に供することを本来の目的とするもの（「**公共用施設**」）とがある。

「公の施設」は、主に後者に含まれる概念であり、地方自治法第244条第1項で、『**住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設**』と定義されている。

そして、この定義から、公の施設の要件として、次の5つが整理して示されている。

- ① 住民の利用に供するための施設であること
- ② 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設であること
- ④ 普通地方公共団体が設ける施設であること
- ⑤ 普通地方公共団体が設けるものであること

(内閣府「公の施設と公物管理に関する研究(中間報告)」(平成15年3月)より)

公の施設は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除いて、条例の定めにより設置される(法244の2①)。県においては、基本条例として「**鹿児島県公の施設に関する条例**」(昭和39年3月30日条例第13号)が、また、個別条例として施設ごとに設置及び管理に関する条例が定められている。

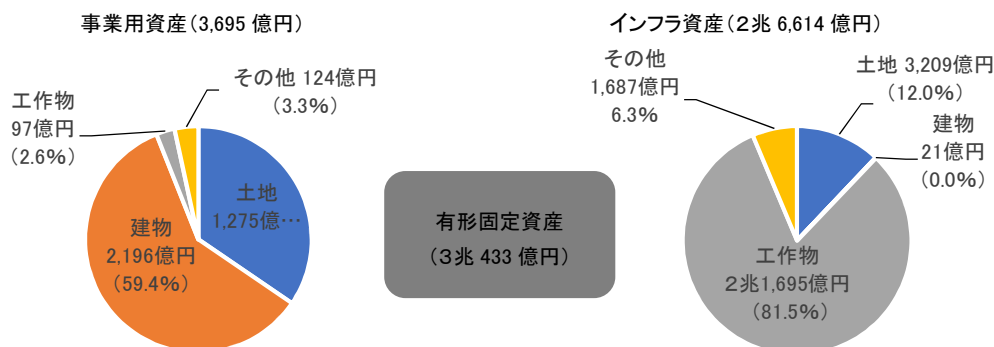
2. 県の「公の施設」の概要

(1) 公の施設の量的規模

県が設置している公の施設の量的規模を俯瞰するため、公表されている決算情報等から関係する数値を拾ってみたい。公の施設を含めた施設全体の建設費を「貸借対照表」から、延面積を「財産に関する調書」から見てみる。

貸借対照表は、県がどれほどの資産や債務を有するかについての情報を示した財務書類であり、施設の取得価額(建設費)とこれに対する減価償却累計額が間接控除される形で記載されている。これによると、令和3年3月31日現在で「有形固定資産」は3兆433億円(簿価ベース)、うち「事業用資産」が3,695億円、道路・港湾などの「インフラ資産」が2兆6,614億円となっている。

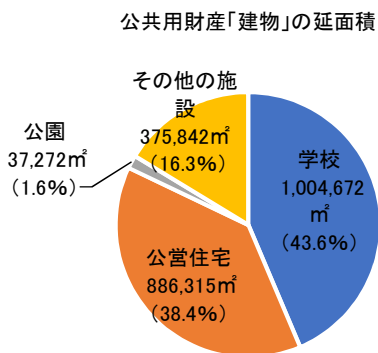
金額的にはインフラ資産が圧倒的に大きいですが、そのほとんどは「工作物」(道路、港湾、砂防、漁港、その他)であり、公の施設のうち、いわゆる「ハコモノ系」の多くは事業用資産に含まれていることがわかる。



「鹿児島県の財務書類」(令和4年3月)より

一方、財産に関する調書（土地及び建物）には、行政財産（本庁舎、その他の行政機関、公共用財産、公舎、山林）、普通財産（総務事務センター外、山林）別に地積・延面積の年度中増減高と年度末残高が示されており、県有施設の総面積とおおまかな内訳がわかる。

これによると、令和3年3月31日現在の「公共用財産」（学校、公営住宅、公園、その他の施設）



の地積合計は 16,160,723.96 m² (488 万 8,619 坪)、延面積合計は 2,304,103.28 m² (69 万 6,991 坪) となっている。公の施設は、主に公共用財産に含まれるから、延面積は最大でもこの範囲内ということになる。

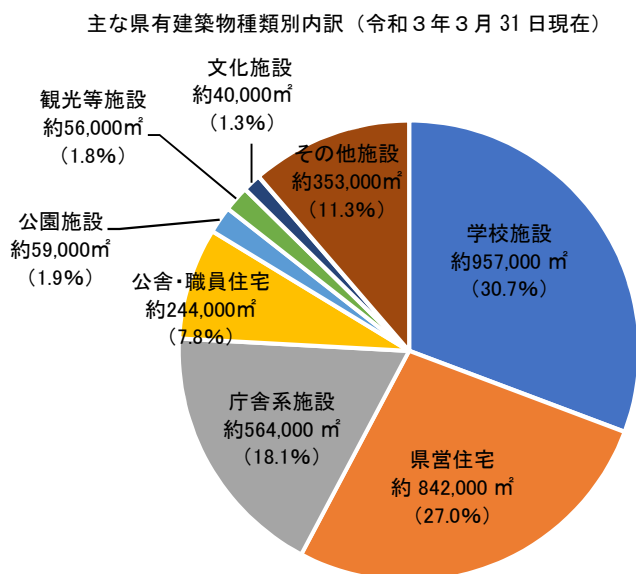
このほか、「鹿児島県公共施設等総合管理計画」（平成 27 年 3 月（令和 4 年 3 月改訂）、以下「総合管理計画」）において、本庁舎、公舎等の公有財産も含めた施設の保有総量（延床面積ベース）を種類別に示したものが公表されている。

計画の対象は、県が所有・管理するすべての県有施設等であり、計画期間は令和3年度から12年度までの10年間である。基本的な方針として、

- 保有総量の縮小
- 効率的な利活用の推進
- 長寿命化の推進

の3つが掲げられている。

下記が施設（道路、港湾、空港などのインフラ系を除く）の保有総量の種類別内訳である。



○総合管理計画3ページに掲載の円グラフをベースに、一部項目をまとめて作成。

○「学校施設」の内訳：

- ・県立高等学校(61校)
- ・特別支援学校(16校)
- ・県立短期大学(1校)
- ・高等技術専門校(4校)

○「観光等施設」には、スポーツ・レクリエーション施設を含む。

○「その他施設」の主な内訳：

- ・医療施設 約 86,000 m²
- ・研修・集会施設 約 62,000 m²
- ・社会教育施設 約 49,000 m²
- ・保健福祉施設 約 22,000 m²

(2) 公の施設の一覧

以下、公の施設の名称、所在地、設置年度、所管部局、建設費（建物、土地）の一覧である。

施設は順不同であるが、No. 1～38 は指定管理者による管理（～No.26：公募による選定、No.27～：公募によらない選定）、No.39～86 は直営による管理である。

No.	施設名称	所在地	設置年度	所管部局	建物 (千円)	土地 (千円)	
1	アジア・太平洋農村研修センター	鹿屋市	1994	観光	993,548	113,913	
2	国際交流センター	鹿児島市	2020		735,125	303,924	
3	文化センター(宝山ホール)	鹿児島市	1966		1,136,733	-	
4	県立サッカー・ラグビー場	鹿児島市	2013		152,017	2,707,887	
5	ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅	大崎町	2018		2,002,882	62,842	
6	森の研修館かごしま	始良市	1999	環境	504,984	8,052	
7	県民の森	始良市・霧島市	1984		797,298	583,164	
8	照葉樹の森	錦江町	1998		446,447	46,000	
9	県民健康プラザ健康増進センター	鹿屋市	2001	くらし	4,050,170	45,018	
10	視聴覚障害者情報センター(ハートピアかごしま内)	鹿児島市	2006		-	-	
11	障害者自立交流センター(ハートピアかごしま内)	鹿児島市	2006		-	-	
12	石橋記念公園	鹿児島市	2000	土木	634,236	-	
13	谷山緑地	鹿児島市	1971		64,561	114,103	
14	吉野公園	鹿児島市	1970		615,150	172,847	
15	吹上浜海浜公園	南さつま市	1986		1,245,050	1,157,214	
16	北薩広域公園	さつま町	2002		876,742	830,299	
17	大隅広域公園	鹿屋市	1994		2,472,164	831,759	
18	県営住宅(鹿児島市内分)	鹿児島市	別記		115,093,641	39,409,478	
19	県営住宅(鹿児島市外分(離島除く))	伊佐市 外	別記				
20	特定公共賃貸住宅(離島除く)	指宿市 外	別記				
21	ライフル射撃場	鹿児島市	2002				
22	平川ヨットハウス	鹿児島市	1989	教育	203,318	7,282	
23	総合体育センター	体育館	鹿児島市		1960	297,387	-
23		武道館			1972	724,218	630,000
24	鴨池公園	陸上競技場	鹿児島市		1970	219,629	107,676
		野球場			1970	2,872,986	-
		庭球場			1971	1,080,139	-
		補助競技場			1971	166,800	-
		屋外トイレ			2020	229,951	-
25	鴨池緑地公園	球技場	鹿児島市		1974	50,622	-
		庭球場			1974	85,992	978,813
26	霧島自然ふれあいセンター	霧島市	1997	参画	1,169,792	-	
27	青少年会館	鹿児島市	1976		258,161	-	
28	桜島ビジターセンター	鹿児島市	1988		103,844	-	
29	高千穂河原ビジターセンター	霧島市	1984		66,954	-	
30	奄美パーク	奄美市	2001		2,438,056	12,246	
31	霧島アートの森	湧水町	2000		1,877,615	404,661	
32	霧島国際音楽ホール	霧島市	1994		2,835,993	-	
33	屋久島環境文化村センター	屋久島町	1996		1,941,804	-	
34	屋久島環境文化研修センター	屋久島町	1996		1,105,527	-	
35	フラワーパークかごしま	指宿市	1996		2,652,826	1,735,494	
36	県営住宅(与論町内分)	与論町	別記	-	-		
37	防災研修センター	始良市	1992	危機	554,892	-	
38	上野原縄文の森	霧島市	2002		教育	3,877,937	4,879,564
39	図書館	鹿児島市	1979	教育	1,850,989	1,141,153	
40	奄美図書館	奄美市	2008		1,169,958	245,894	
41	青少年研修センター	鹿児島市	1970		910,828	61,512	
42	南薩少年自然の家	南さつま市	1989		656,282	-	
43	奄美少年自然の家	奄美市	1979		470,586	-	
44	博物館	鹿児島市	1980		278,490	4,283	
45	精神保健福祉センター(ハートピアかごしま内)	鹿児島市	2010		くらし	-	-
46	鹿児島知的障害者更生相談所(中央児童相談所内)	鹿児島市	1966			-	-
47	大島知的障害者更生相談所(大島児童相談所内)	奄美市	1977			-	-
48	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	鹿児島市	2000			5,245,641	74,145
49	こども総合療育センター	鹿児島市	1989	1,040,252		479,487	
50	若駒学園(旧牧ノ原学園)	霧島市	1918	543,612		93,175	

No.	施設名称	所在地	設置 年度	所管部局	建物 (千円)	土地 (千円)
51	中央児童相談所	鹿児島市	1984	くらし	609,631	305,336
52	大隅児童相談所(大隅地域振興局内)	鹿屋市	2005		-	-
53	大島児童相談所	奄美市	1977		130,771	953
54	女性相談センター	鹿児島市	2007		-	-
55	消費生活センター	鹿児島市	2010	参画	59,010	49,700
56	難病相談・支援センター(ハートピアかごしま内)	鹿児島市	2011	くらし	-	-
57	漁港(45 漁港)	県内	-	商工	-	-
58	港湾(46 港)	県内	-	土木	-	-
59	歴史・美術センター黎明館	鹿児島市	1983	観光	7,949,564	3,664,425
60	農業開発総合センター農業大学校	日置市	1982	農政	10,628,390	5,353,482
61	大成寮(高等学校へき地生徒宿舍)	鹿児島市	2016	教育	2,520	-
62	かごしま県民交流センター	鹿児島市	2002	参画	18,920,546	41,595
63	かごしま県民大学中央センター(県民交流センター内)	鹿児島市	2002	教育		
64	男女共同参画センター(県民交流センター内)	鹿児島市	2003	参画		
65	国際交流プラザ(県民交流センター内)	鹿児島市	2003	観光		
66	介護実習・普及センター(県民交流センター内)	鹿児島市	2002	くらし		
67	共生・協働センター(県民交流センター内)	鹿児島市	2006	参画		
68	動物愛護センター	霧島市	2013	くらし	104,472	138,528
69	吹上高等技術専門校	日置市	1985	商工	813,734	349,620
70	宮之城高等技術専門校	さつま町	1993		1,138,170	326,977
71	始良高等技術専門校	始良市	1990		1,111,078	231,990
72	鹿屋高等技術専門校	鹿屋市	1978		582,350	150,836
73	土地改良財産(市町村等への委託分)	県内	-		農政	-
74	土地改良財産(県直営分)	県内	-		-	-
75	種子島空港	中種子町	2005	土木	-	-
76	屋久島空港	屋久島町	1963		-	-
77	奄美空港	奄美市	1988		-	-
78	徳之島空港	天城町	1973		-	-
79	沖永良部空港	和泊町	1969		-	-
80	喜界空港	喜界町	1968		-	-
81	与論空港	与論町	1976		-	-
82	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市	2000		病院	-
83	大島病院	奄美市	1981	-		-
84	始良病院	始良市	1953	-		-
85	薩南病院	南さつま市	1977	-		-
86	北薩病院	伊佐市	1986	-		-

Ⅲ 監査の方法と主な視点

この監査は、個々の施設の管理・運営に要する費用（コスト）の状況を明らかにすることを主眼の第一としているので、検討に当たっての中心となる「フルコスト」の内容、フルコスト情報の意義等について先に説明しておきたい。

フルコスト情報を活用した取組は、国で先行して進められており、国の行政活動に対する説明責任の履行及び行政活動の効率化・適正化の検討等に役立てられている。

平成 21 年度決算分から「政策別コスト情報」の作成・公表が、26 年度決算分からは、政策別コスト情報の作成・公表に加えて、「個別事業のフルコスト情報」の開示の取組が試行的に開始されたが、令和 3 年 1 月 25 日に財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会において、『事業別フルコスト情報の把握と開示』が了承されたことを受け、令和 2 年度決算分から本格的な取組として開始されている。

具体的には、次の 3 つの事業類型について、国が単独で実施するものと独立行政法人等の外部機関を通じて実施するものに区分して、事業別フルコスト情報の作成と開示が行われている。

事業類型	事業例
① 補助金・給付金事業型(98 件)	国が国以外の者に補助金その他の給付金を交付等する事業 ・ 犯罪被害給付金事業（内閣府） ・ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業（文部科学省） ・ 恩給支給事業（総務省） など
② 受益者負担型(18 件)	国等が特定の者に提供する公の役務に対する反対給付として手数料等を徴収することとしている事業 ・ 赤坂迎賓館参観事業（内閣府） ・ 国営公園維持管理事業（国土交通省） ・ 国立美術館（展示）事業（文部科学省） など
③ その他事業型(42 件)	①又は②に該当しない事業型であって、行政活動の効率化・適正化の検討や、予算の PDCA サイクルへの活用等に有用と考えられる事業 ・ 国税局電話相談センター運営事業（財務省） ・ 防衛大学の維持事業（防衛省） ・ 昭和館運営事業（厚生労働省） など

①の「補助金・給付金事業型」は、補助金等の交付額（事業費）そのものではなく、交付に要したコスト（間接コスト）をフルコストとし、これと交付額とを比較することで、交付事務が効率的に行われているかを見ようとするものである。

②の「受益者負担型」は、受益者が負担した使用料などの「自己収入」とフルコストを比較することで、受益者が本来負担すべき金額はどの程度が適正であるか等を見ようとするものである。

③の「その他事業型」には、

- ・ 減価償却資産を保有する事業
- ・ フルコストに占める人件費の割合が高く、事業費のみでは事業の全体像が把握困難な事業
- ・ 外部委託化を検討又は外部委託後に事業の効率性等の検証を要する事業

等が該当するとされている。施設の管理・運営はまさにこの事業型であり、利用料金の徴収がある施設については、②の「受益者負担型」にも該当する。

フルコスト情報による分析は、国としてもまだ新しい取組であるため、手法等において今後改善や更なる充実が図られていくと思われるが、分析の意義・目的は県の行政活動にも適合するものであり、これを使って施設の管理・運営にかかる事業の効率性・適正性等の検討を試みるものである。

以下の基本的な考え方や分析等は、国の手法を踏襲している。

1. フルコストとフルコスト情報

(1) フルコストの内容

施設の管理・運営に限らず、県が事業や業務（「行政サービス」）を行うに当たっては、事業に直接要する経費（事業費）だけでなく、その業務を担う職員の給料手当（人件費）や庁舎の電気代・水道料などの光熱費（物件費）といった様々なコストが発生する。

「フルコスト」とは、法令等で定義されたものではないが、ここでは、行政サービスを行うに当たって発生した「**全てのコスト**」と定義づけ、「事業のコスト」、「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」の合計で表す。「コスト」には、現金の支出を伴わないものを含む。

フルコスト = 事業のコスト + 人にかかるコスト + 物にかかるコスト		
	(事業に直接要した費用)	(職員の給料等)
		(庁舎の光熱費等)

(2) フルコスト情報が示すもの

一般に、事業や活動の規模が大きくなれば、その分、かかるコストも大きくなるので、フルコストは行政サービスの「**活動規模の大小**」を示すものでもある。活動規模の大小がわかれば、その活動の成果・効果等とともに示すことで、活動の効率性・適正性を測ることができる。

効率性・適正性を測る指標にはいくつかあるが、この監査では、フルコストをその行政サービスの「利用者数」や「提供日数」などの単位で除して求める「**単位当たりコスト**」と有料施設については利用者（受益者）が負担する入館料等の収入額をフルコストで除して求める「**受益者負担率**」の2種類の指標を採ることとした。

指標	指標が示すもの
単位当たりコスト(円)	「単位当たりコスト」＝「フルコスト」÷「単位」（利用者数など） ・ 共通の単位で測ることでその行政サービスの規模感が見える ・ 成果や効果の単位で測ることでその行政サービスの適正性・効率性が見える
受益者負担率(%)	「受益者負担率」＝（「収入」（利用料金など）÷「フルコスト」）×100 ・ 受益者負担の適正性が見える

2. 監査の方法

(1) 各コストの内容と算定方法

各コストの内容と算定方法は、次のとおりである。

コスト	算定方法
事業のコスト	「報酬」＋「委託料」＋「指定管理料」＋「その他」（予備調査票より）
人にかかるコスト	「平均給与額」×「従事県職員数」 ・ 平均給与額：県人事委員会勧告に基づく職員1人当たりの給与年額（含む賞与）
物にかかるコスト	「光熱水費」＋「補修・修繕費」（予備調査票より）
減価償却費	「減価償却費」＝「取得価額」×耐用年数に応じた「償却率」 ・ 取得価額：施設の主要をなす建物本体の価額 ・ 耐用年数：税法の定める法定耐用年数 ・ 償却方法：定額法

(2) 単位当たりコスト

共通の指標として、次の3つを使用した。

- ① **県民1人当たりコスト**：利用の有無にかかわらず施設の維持管理に県民1人当たりいくらのコストがかかっているかを見るもので、事業の規模感を測る指標である。県民の人口は、「県政概要」に記載の数値による。

- ② 開館1日当たりコスト：かかるコストが同じなら開館日が多いほど人件費、委託料、減価償却費などの「固定費」の1日当たりの負担額は小さくなる。事業の効率性を測る指標であるが、季節別・時間帯別の利用状況やスペース別の稼働率等は考慮外としている。
- ③ 利用者1人当たりコスト：施設の価値は「使われてこそ」であり、利用者が多いということは、その施設が必要とされているということでもある。利用者が多いほど1人当たりに使われる税金は少ないということになるので、利用していない県民にとって税負担の大きさを測る指標にもなる。

3. 監査の主な視点

直営による管理、指定管理者による管理を問わず、施設の必要性（必需性）と有効性の有無を念頭に、主に次の視点で検討を進めた。

- ① 公の施設の要件を備えた施設であるか
- ② 所期の設置目的に照らし、乖離した利用状況となっていないか
- ③ 効率的な管理運営が意識されているか
 - ・ サービス（効用）が一定の場合、経費が低下しているか
 - ・ 経費が一定の場合、サービスが向上しているか
- ④ 指定管理者による管理施設については、
 - ・ 県と指定管理者との間でリスクが適切に分担されているか
 - ・ 民間事業者やNPO等の団体が応募しやすい条件となっているか
 - ・ モニタリング及び評価は適切に行われているか
 - ・ 持続的な改善が図られているか

4. 実施した主な手続

監査対象外の16施設を除いた70施設のうち、60施設（件）を監査対象として選定した。選定した施設については、施設の種類・規模、所管、直営による管理・指定管理者による管理を問わず、可能な限り多くを検討することを目途として作業を進めたが、時間の制約その他の事情により検討の着手に至らなかったものも少なくない。検討した施設について実施した主な手続は、次のとおりである。

- ① 予備調査票を基礎としたフルコスト情報（平成29年度から令和3年度までの5年分）の作成と単位当たりコストの算定及び分析
- ② 施設の建設費、事務機構及び職員の状況、事務事業の執行状況、事業収支等の過年度情報は監査委員事務局の定期監査調書を、指定管理者の選定手続等に関する事務は平成21年度の、団体の概要等は平成25年度の県の包括外部監査の結果報告書なども参考とした。
- ③ 事務の執行状況については、原則として令和3年度分を対象とし、主務課から提出された各書類・資料をもとに検討を進め、必要に応じて書面による質問又は対面による聞き取りを行った。
- ④ できるだけ現地に赴き、建物等の現況と施設周辺の環境を目で確かめるとともに、現地担当者に会えた場合は施設内の視察と聞き取り等を実施した。
- ⑤ 指定管理者による管理施設については、「基本協定書」に基づいて事務が執行されているので、協定の内容を確認するとともに事業報告等に係るモニタリングの状況を確認した。また、管理物件の管理状況を確認するため、一部の施設において現地視察の際に備品類の実査（管理簿と現品との照合）を実施した。

IV 監査の結果

1. 結果の総括と意見

個別の検討結果を踏まえ、結果の総括とこれに対する意見を記載する。内容的には指定管理者による管理に係る事務の執行等についてのものが中心となっている。

[1] モニタリング及び評価について（意見）

指定管理者が施設の設置目的に沿って適切な管理運営を実施し、良好なサービスを提供しているかを確認するために、適時、モニタリング（監視）を行うことが重要である。また、モニタリングにより発見された改善点や課題等を施設の管理運営にフィードバックし、管理運営状況を一層向上させるために、モニタリングに評価の仕組みを一体的に組み込んでおくことが必要である。

県による指定管理者のモニタリングは、地方自治法上も義務とされており（第244条の2第7項、第10項、第11項）、毎年作成・提出が行われる事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認が行われている。事業報告書には、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されており、この点、法に準拠した事務が執行されている。

評価については、指定管理者による自己評価と県による指定管理者の評価（行政評価）とがあるが、まず、指定管理者による自己評価については、多くの施設において基本協定書に定めがないこともあり、自己評価の報告はなされていない。一方で、一部の文化施設では、基本協定書で「管理業務の自己評価報告」が求められているものがあり、これら施設においては、事業の実績と併せて管理運営体制等についての自己評価が報告されている（「A:良い」、「B:普通」、「C:努力・検討を要する」の3段階評価）。評価が客観的かどうかは横に置くとしても、現場の肌感覚を知り、情報を共有化することができるので、取組は評価できるものである。他の施設においても同様の事務がなされるよう、基本協定書の見直しも含めて検討されたい。

次に、県による指定管理者の評価は、5年又は3年ごとの指定期間の更新時に実施されているが、年度単位では、一部の施設を除いて、特に実施されていない。

施設の管理運営の持続的・継続的改善を図るには、年度単位で状況を評価し、その評価を指定期間内における管理運営の改善につなげていくことが必要である。指定期間の更新時での評価だけでなく、年度単位での評価も仕組みに組み入れるよう検討されたい。県では、指定管理者の選定手続において、選定基準、審査項目、審査の視点等が記された「評価票」が作成されているが、これを準用して年度における評価シートとして活用し、検査調書を生かすのであれば、これと一緒に残しておくのも一つの方法である。

なお、環境林務部所管の一部の施設では、指定管理者からの事業報告書の提出を受けた後、「実績（又は事業）報告書に基づく審査表」と題するシートにより業務内容の適否を項目別に審査し、その結果を指定管理者に通知している。書類確認によるモニタリングとその結果のフィードバックが適切に行われているものとして、評価できるものである。事務負担は多少増えることになるかもしれないが、これを参考にされるのも良いかと思う。

[2] リスクの明確化と適切なリスク分担について（意見）

指定管理者は、管理の要求水準を定めた基本協定書及びその仕様書に基づいて、一定の修繕業務や自主事業等を含めた「民間」としての業務を行うので、業務遂行に際しての「リスク」を明確にしておくとともに、適切なリスクの分担を行うことが必要である。また、分担したリスクについては、県と指定管理者とでそれぞれ、リスクが顕在化した場合の対応策や連絡体制等を明確にしておくことが重要である。

基本協定書では「リスク」の用語は使われていないが、「責任」の分担として、別記で「基本的な責任分担表」が掲げられている。その様式は、指定管理者の募集要綱に下記のような例（ひな型）が示されていることもあってか、多くの施設でこれをほぼ踏襲する形で作成されている。

募集要綱に記載されている責任分担表の例（利用料金制を採用の場合）

内 容	負担者	
	指定管理者	県
施設（建物・工作物・機械設備等）の保守点検	○	
施設の維持管理	○	
安全衛生管理	○	
利用料金に関する事務	○	
事故・火災等による施設の損傷（ 事案による ）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（ 事案による ）	○	○
包括的な管理責任		○

リスク管理を有効に行うには、想定されるリスクについて県と指定管理者間において適切な分担を事前に行うことが重要であるが、その基本原則は、想定されるリスクを可能な限り明確にした上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを負担するようにすることである。この点、上記のような分担表はリスクの内容が曖昧であり、管理として有効なものとは言い難い。

一方で、リスクを属性別に分類し、内容を例示して責任分担表を作成している施設もあり、評価できる事例として記載しておきたい。

分担表の様式は、施設数の多い政令指定都市などで策定されている指定管理者制度の運用ガイドライン等で示されている「リスク分担の標準例」を参考にしているものと思われるが、観光・文化スポーツ部文化振興課が所管する施設では、下記のような責任分担の内容となっている。実際に起こりうるかどうかは別として、考えられる各種のリスクが掲げられているのは良い。

「基本的な責任分担表」（基本協定書「別記4」）

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務に対する住民からの要望等		○
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による経費	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
資金調達	県から指定管理者への支払遅延によって生じたもの	○	
	上記以外の事由によるもの		○
施設設備の損傷 ※	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（50万円以下）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（50万円を超えるもの）	協議により定める	
資料・展示品等の損傷	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議により定める	
第三者への賠償 ※	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議により定める	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
管理運営経費の膨張	県以外の要因による管理運営経費の膨張		○
債務不履行	県の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	不可抗力による臨時休館等に伴う運営リスク	協議により定める	
保険の加入	公立文化施設賠償責任保険、公立文化施設災害補償保険及び管理運営上必要な保険の加入		○

施設の性格、利用のされ方等はそれぞれ同じではないので、想定されるリスクも同じではないと思うが、上記の例を参考に責任分担表の内容を見直すとともに、各施設の特性を踏まえたリスク分担がなされるよう検討されたい。

[3] 指定管理者の保険加入について（意見）

基本協定書で、指定管理者が管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により県や第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないとしている。

このようなリスクに備えるべく、多くの施設で、指定管理者に「施設賠償責任保険」へ加入すべき旨が定められており、保険事故が起きた場合に当該保険からの保険金で対応することを可能としている。リスク管理上、当然の措置である。施設によっては、人身事故・財物事故別に支払限度額が明記されているものもあり、保全の状況等がわかりやすく良いものもある。

一方で、損害賠償に関する条項はあるものの、保険の加入についての条項が設けられておらず、加入の有無、付保の状況、支払能力等を確認できない施設がある。これらについては現状を確認の上、必要な措置を講じられたい。

[4] 予備調査の結果から見たコストと利用者数

予備調査票の集計結果に基づく年間のコストが大きい施設と利用者が多い施設の上位15は、下記のとおりである（県営住宅は除く。）。ここでの「コスト」は、県職員の人件費（人にかかるコスト）と減価償却費を含まない現金ベースでのコストであり、歳出のいずれかの項目に計上されているものになる。コスト、利用者数は平成29年度から令和3年度までの5年間の平均の数値である。

コストが大きい施設と利用者が多い施設

	コストの上位15施設		利用者数の上位15施設	
	施設名	コスト(千円)	施設名	利用者数(人)
1	歴史・美術センター黎明館	358,443	かごしま県民交流センター	923,089
2	かごしま県民交流センター	317,715	吹上浜海浜公園	432,583
3	始良高等技術専門学校	263,128	図書館	419,490
4	フラワーパークかごしま	237,772	吉野公園	415,004
5	農業開発総合センター農業大学校	222,963	鴨池公園	407,142
6	吹上高等技術専門学校	189,923	県民健康プラザ健康増進センター	340,921
7	県民健康プラザ健康増進センター	182,986	歴史・美術センター黎明館	259,718
8	奄美パーク	177,241	文化センター(宝山ホール)	242,089
9	霧島国際音楽ホール	177,116	総合体育センター	194,416
10	上野原縄文の森	161,787	大隅広域公園	185,154
11	図書館	148,347	石橋記念公園	160,703
12	文化センター(宝山ホール)	134,171	北薩広域公園	149,177
13	宮之城高等技術専門学校	131,636	県民の森	127,756
14	中央児童相談所	130,355	奄美図書館	122,335
15	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	127,174	県立サッカー・ラグビー場	115,505

※集計施設数：58施設

コスト、利用者数とも当初建設費の大きい「大型施設」が多い。コストについては、施設の属性、事業の内容、管理の方法、設備等の老朽化の状況等により費目の構成やかかり方は異なるが、上位 15 施設でコスト総額（49 億 8,200 万円、5 年間の平均）の約 6 割を占めるものとなっている。当然とも言えるのかもしれないが、ハコが大きいほどかかっているコストも大きい。施設の管理運営に係る全庁的なコスト削減や財源の捻出を図る場合には、これら上位施設に絞って、重点的にマネジメントに取り組むのも、手法としては効果的かもしれない。

利用者数については、コロナ禍の影響で令和 2 年度、3 年度が前 3 年から大きく落ち込んだ施設が多いが、これは仕方がない。

このような中、奄美図書館は、利用者数が「122,335 人」と奄美大島の人口（58,738 人、令和 2 年、県の「令和 3 年度奄美群島の概況」より）を大きく上回る利用があるのは着目される。延べ人数での計算にはなるが、地域住民 1 人につき年 2 回以上、この施設を利用していることになる。図書館も来館者が多く、県民の 3.8 人に 1 人が利用する施設となっており、「本のある空間」には人が集まるということをよく表している。使われてこそその公の施設であるから、このような施設は存在意義が大きい。

公・民を問わず、コロナ禍によって人が集まることへの制限は、施設への需要を大きく減らすこととなったが、はからずも、コロナ禍によって、施設というハコのあり方、施設利用における本源的需要は何か、について再考するきっかけにはなったのかもしれない。

県には、コロナ禍後の社会に対応した実のある施設マネジメントを期待したい。

2. 指摘と意見の一覧

事務が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの、その他手続の不備等については【指摘】として記載している。

有効性、効率性、経済性、その他の観点から事務の見直しや工夫が必要、又は検討すべきと判断されたものについては（意見）として記載している。

【指摘】 6 件

指摘番号	施設 No.	内容（指摘の表題）	記載ページ
1	2	指定管理者の申請書類について	34
2	29	保険の加入に係る事務について	79
3	31	文化事業に係る再委託の申請及び承認手続について	91
4	32	文化事業に係る再委託の申請及び承認手続について	97
5	33、34	保険証券の写しの未入手について	100
6	67	共同事業体との契約における暴排措置の照会漏れについて	128

（意見） 40 件

意見番号	施設 No.	内容（意見の表題）	記載ページ
1	2	修繕費の入居者負担項目の明示について	33
2	2	消耗品の貸付手続について	35
3	2	管理物品一覧表について	36
4	6	修繕費の負担区分について	40
5	6	保険の加入者について	41
6	7	保険の加入者について	43
7	8	保険の加入者について	47
8	9	指定管理者が作成する収支決算書の様式について	51
9	9	アウトカムの認識（ハートピアかごしまとの連携）について	51
10	10	利用対象者の拡大について	53
11	10	指定管理業務と委託業務の見直しについて	55
12	10	指定期間をまたぐ所有権移転ファイナンスリースについて	55
13	11	指定管理者の保険加入について	58
14	11	「指定管理者支援事業費補助金」の収入記載もれについて	58
15	11	管理物品の情報共有について	59
16	11	受付システムの情報セキュリティについて	59

意見 番号	施設 No.	内容（意見の表題）	記載 ページ
17	18	管理業務費の「人件費」の積算について	63
18	18	責任分担表の内容について	64
19	18	指定管理者の保険加入の状況	65
20	26	利用についての人数要件について	74
21	29	公園財団への委託料について	79
22	29	指定管理者制度適用の是非について	80
23	※	再委託に係る業務委託契約書の入手について	85
24	※	リスクの分担のあり方について	85
25	※	付保状況の基本協定書との照合結果など	88
26	※	積算のあり方について	89
27	31	委託料に対するモニタリングについて	92
28	31	1件 50万円を越える修繕費の負担について	92
29	32	モニタリング～音楽祭の「負担金」について	96
30	32	委託料に対するモニタリングについて	97
31	33、34	管理物件の修繕報告のあり方について	100
32	38	再委託の報告のあり方について	105
33	42	利用についての人数要件について	107
34	48	長期未利用物品について	110
35	48	空き室の有効利用について	110
36	62	利用状況の分析について	114
37	62	能舞台の積極的利活用について	114
38	66	受講料収入の帰属の明記について	125
39	67	共同事業体との契約における契約名義について	128
40	72	入寮率が低い寄宿舎の存続の是非について	133

⑨ 施設 No.の「※」は、文化系4施設についての共通意見として記載している。

以上